

新しい司法書士像を求めて

# ザ・フォーラム

《季刊》2005.10 No.64

発行

司法書士・行政書士  
丹羽正夫事務所

〒461-0017  
名古屋市東区東外堀町32  
番地 鈴木ビル4F  
TEL 052-962-9693  
FAX 052-962-9633  
E-mail info@niwaoffice.com  
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、  
お困りのことがござい  
ましたら、お気軽にご  
相談ください。



## 大きく変わる新会社法

司法書士 丹羽正夫

### 一 はじめに

新会社法は、本年六月二十九日に成立し、来  
年五月頃の施行が予定されています。

今次改正では、会社の枠組みが変わるとも  
に、規制緩和型制度への転換に伴い驚くほ  
ど多くの事前規制が撤廃されました。

### 二 改正の概要

第一に、会社の枠組みが、株式会社と持分  
会社（合名、合資、合同）の二通りとなりま  
す。有限会社は、特例により存続します。

第二に、株式会社において、各種の柔軟化  
（事前規制の撤廃）が図られました。

・最低資本金規制がなくなり、一円以上なら  
設立可能……取引の際、相手となる会社の  
実態を把握する必要が追われず。

・現物出資規制が大幅に緩和……特に債権現  
物出資が簡易に利用できます。

・株式の内容、種類につき多様な定めが可能  
……相続人からの自己株取得、いわゆる黄  
金株（重要議案につき拒否権のある株式）  
等々。

・株券は原則として不発行……原則が逆転。

・類似商号規制の撤廃……設立、商号目的変  
更、本店移転の際には、便宜となり、既存  
商号使用者には煩わしい場合が出てきます。

・機関運営・設計の柔軟化……株主総会招集  
地規制がなくなり、一定の場合、簡易な招  
集通知も認められます。また、最低必須機  
関は、株主総会と取締役一名となり、株主  
総会の判断で、取締役の人数、一〇年以内  
の任期、普通決議による役員解任、取締役  
会や監査役・新たな会計参与の設置等が決  
められます。ただし、総会決議の有効性、  
解任役員からの損害賠償請求等、別の問題  
が発生することがあります。

### ・対価の柔軟化

①吸収合併の際、存続会社の株式以外の財産  
の提供可……企業買収・再編の容易化。

②自己株取得の際、金銭以外の財産の提供可  
……自己株取得の容易化。

・組織変更制度等の柔軟化  
①株式会社と持分会社間の組織変更可。有限  
会社への組織変更はできません。

②有限から株式会社への商号変更あるいは持  
分会社間の種類変更は、容易となります。

・利益配当がいつでも可能……一定の手続は  
必要。剰余金分配という新制度の一類型と  
なる。株主資本増減計算書等の導入。ただ  
し、純資産額三〇〇万円以上が条件となり  
ます。